

平成 27 年総務省告示第 85 号の一部を改正する告示の一部を改正する告示案及び
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対して提出された意見及び総務省の考え方
－11GHz～26GHz 帯固定通信システム等の高度化に係る改正－
(平成 30 年 2 月 17 日 (土) ～同年 3 月 19 日 (月) 意見募集)

【提出意見数：3 件】

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	スカパーJSAT 株式会社	<p>第 2 4 (5)-2 イ の対象は、(ア) の規定により、17.82-17.85、18.57-18.6 GHz の周波数の電波を使用する公共業務用固定局であって、設備規則第 58 条の 2 の 6 に規定する無線設備を使用するものになるものと理解しましたが、左記の案では、17.775-18.355 GHz の周波数の電波を使用する場合のみ地球局との距離を所要値以上確保することとなっており、残りの 18.57-18.6 GHz がカバーされておられません。</p> <p>一方、周波数割当計画、当該周波数帯は固定衛星業務（宇宙から地球）の局への割当が可能であり、弊社でも現在調達中の人工衛星局及びそれを通信の相手方とする地球局で当該周波数帯を利用する予定ですので、これらとの混信防止のための基準等が必要と考えます。</p> <p>したが、固定衛星業務（宇宙から地球）に割当可能な周波数帯を利用する高度化固定通信システム等については、17.775-18.355 GHz に適用される“地球局との距離を別紙(5)-2-6 の所要分離距離以上確保して運用されるものであること。”という条件を拡張適用する等を要望致します。</p>	<p>本件は固定通信システム等の高度化に関する改正であり、頂いたご意見は対象外ですが、ご意見に関する内容については今後の参考とさせていただきます。</p>	無

2	<p>一般社団法人 電波産業会</p>	<p>1 「第2 陸上関係 1 電気通信業務用 (6) 5.8GHz 帯、6.4GHz 帯又は 6.9GHz 帯の周波数の電波を使用する固定局」等に関する「(B) 混信保護値」の改正については、周波数ひっ迫地域における周波数の有効利用につながることから賛成します。</p> <p>「2 公共業務用」及び「4 その他」における上記と同一改正についても同様です。</p> <p>(訓令改正案の1ページ、5ページ及び6ページ)</p> <p>2 「第2 陸上関係 4 その他 (5)-2 11GHz 帯、15GHz 帯又は 18GHz 帯の周波数の電波を使用する固定局」の「ア 11GHz 帯、15GHz 帯又は 18GHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局等 (ア) 基本的事項 A 適用範囲」の改正について、文末に記載の「又は、第2 (陸上関係) 2 (13)」の記述は、公共業務用の審査基準であり不要と考えます。</p> <p>(訓令改正案の8ページ)</p> <p>3 「第2 陸上関係 4 その他 (5)-2 11GHz 帯、15GHz 帯又は 18GHz 帯の周波数の電波を使用する固定局」の「ア 11GHz 帯、15GHz 帯又は 18GHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局等 (イ) 伝送の質」の「表7 受信入力」の表中、「18GHz 帯 18.5MHz 4PSK」欄の「標準受信入力規定」について、回線設計の実態に即して「-35 以下」とすることが適当と考えます。</p> <p>(訓令改正案の14ページ)</p> <p>4 「別紙(5)-2-1 11GHz 帯、15GHz 帯及び 18GHz 帯の周波数の電波を使用する固定局の干渉軽減係数 IRF」の「1 11GHz 帯</p>	<p>1について 頂いたご意見については、賛同のご意見として承ります。</p> <p>2について 頂いたご意見のとおり修正いたします。</p> <p>3について 頂いたご意見のとおり修正いたします。</p> <p>4について 頂いたご意見のとおり修正いたします。</p>	有
---	-------------------------	--	---	---

	<p>(単位 dB)」の「(3) 占有周波数帯幅の許容値が 18.5MHz (16QAM) 、9.5MHz (16QAM) 及び 18.5MHz (4PSK) のもの」の表中の記載について、現行の審査基準と比較して同等であることから、以下のとおり修正又は追加することが適当と考えます。</p> <p>(1) 1 番目の表の希望波 18.5MHz (4PSK)、妨害波 18.5MHz (16QAM) の欄について、「59.8」を「58.9」と修正する。 (訓令改正案の 30 ページ)</p> <p>(2) 2 番目の表の妨害波 36.5MHz (4PSK) の欄について、18.5 MHz (16QAM) に関する 28.3 の下に(30)を、9.5MHz (16QAM) に関する 28.2 の下に(25)を、18.5MHz (4PSK) に関する 28.3 の下に(30)を追加する。 (訓令改正案の 31 ページ)</p>		
--	---	--	--

3	株式会社NT Tドコモ	<p>○電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案</p> <p>本訓令案は、平成26年5月21日に情報通信審議会に一部答申された諮問第2033号「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち「基幹系無線システムの高度化等に係る技術的条件」に示された、11GHz帯、15GHz帯、18GHz帯及び26GHz帯固定通信システム等の高度化において、柔軟なシステム導入、および、伝送容量の大容量化への方策が適切に盛り込まれており、適当と考えます。</p>	<p>頂いたご意見については、賛同のご意見として承ります。</p>	無
---	----------------	--	-----------------------------------	---